

【助成対象者の消費税の取扱いチェックリスト】

助成対象者	
-------	--

① 基準期間（前々年度）における課税売上高が1,000万円以下である。	<input type="checkbox"/>
② 消費税課税事業者選択届出書を提出していない。	<input type="checkbox"/>



該当しない項目があった場合、免税事業者に該当しません。

① 基準期間（前々年度）における課税売上高が5,000万円以下である。	<input type="checkbox"/>
② 消費税簡易課税制度選択届書を提出している。	<input type="checkbox"/>
③ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出していない。	<input type="checkbox"/>



該当しない項目があった場合、簡易課税事業者に該当しません。

① 本則の課税事業者である。	<input type="checkbox"/>	次ページで消費税控除の別を確認
② 免税事業者 （消費税法第9条第1項の規定により、消費税を納める義務が免除される事業者）である。	<input type="checkbox"/>	消費税を除かずに助成金を申請します。
③ 簡易課税制度の適用を受ける者 （消費税法第37条第1項の規定により、仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける事業者）である。	<input type="checkbox"/>	消費税を除かずに助成金を申請します。
④ 本則の課税事業者かどうかかわからないが、消費税を除いて助成金を申請する。	<input type="checkbox"/>	消費税を除いて助成金を申請します。

(注) 整備内容が複数あって、それらの整備時期が異なる場合には、整備内容ごとに基準期間、さらには消費税の取扱いが異なることがありますので、整備内容ごとの整備時期等を確認願います。

【本則課税事業者の控除の別について】

助成対象者	仕入先の業者	経過措置の適用	控除の別
本則課税事業者	適格請求書 発行事業者	—	全額控除 (消費税全額を除いた分が補助対象)
	適格請求書 発行事業者以外の者 (免税事業者等)	適用しない (仕入税額控除不可)	控除不可 (消費税額も補助対象)
		適用する (仕入相当額の80%を 仕入税額とみなして控除可 (令和8年9月30日まで))	80%控除 (消費税額の20%が補助対象)